

久慈市木造住宅耐震診断支援事業の流れ

① 申込み 準備

【対象者及び対象住宅に該当するか確認して下さい。】

対 象 者 ① 市内に耐震診断の対象となる住宅を所有している方
② 市税等を滞納していない方

対象住宅 ① 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された一戸建て住宅
で、その後増築などをしていない住宅
② 在来軸組工法で建築された木造 2 階建て以下の住宅
③ 過去に、この事業で耐震診断を受けていない住宅

上記 5 項目のすべてに当てはまるのが条件となります。

※ 併用住宅も可（住宅部分が半分以上あることが条件となります。）

※ 増築内容によっては該当になるケースもありますので問い合わせ下さい。

② 申込み

【提出していただくもの】

◎ 申込み用紙（押印が必要となりますので印鑑を持参下さい。）

◎ 住宅の建設月日がわかる書類のコピー

（建築確認通知書・検査済証、建設時の契約書、建物登記書、固定資産（家屋）評価額証明書、固定資産税課税明細書等の中から写しを 1 枚）

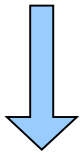
③ 決定通 知

申込み審査の後、診断士派遣の決定をした時に、実際に担当する耐震診断士の氏名等を記載した決定通知書を市より通知します。

（診断士の派遣については（一社）岩手県建築士会と派遣に関する委託契約をしております。）

現地調査の予定等をお知らせしますので、担当耐震診断士と日程調整をして実際の調査の日を決めて下さい。

④ 現地調査



【担当する耐震診断士が直接住宅の調査を行います。】

- ・ 調査には必ず立ち合うようお願いします。
(調査時間等は診断士と直接打合せ願います。)
- ・ 平面図等がありましたら、提示願います。調査が早く終了します。
- ・ 現地で住宅の外観写真を2枚撮影します。(室内は撮影しません。)
- ・ 住宅を壊して調査することはありませんが、天井裏や床下を調査する場合があります。
- ・ 調査の時、診断士に3,000円をお支払い願います。領収書は(一社)岩手県建築士会の発行となりますので必ず受け取って下さい。

⑤ 耐震診断算定事務



耐震診断士が現地調査等を基にあなたの住宅の耐震診断の算定を行います。

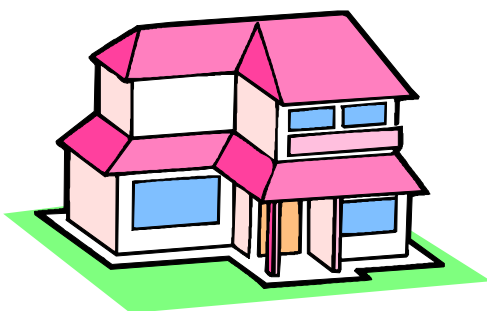
⑥ 結果通知



耐震診断が終了すると結果が耐震診断士から市に報告されます。
市よりその診断結果を申込者に通知します。

⑦ 終了

- ◎ 診断の費用は自己負担の3,000円以外の47,000円については市より(一社)岩手県建築士会に委託費として支払いますので、申込者には3,000円以外の負担はありません。
- ◎ 耐震改修(補強)工事をする場合には耐震改修工事助成事業を実施しております。補強工事の5分の4以内の額で最大115万円(多雪区域の場合は最大140万円)を限度に補助していますのでご検討下さい。



申込み先、お問い合わせ先

久慈市 建設部 建設企画課

直通電話 52-2120

代表電話 52-2111(内線369)